

令和8年5月25日

第1学年保護者各位

目黒学院高等学校
校長 関口 隆司

令和8年度就学支援金等について

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、高等学校に在学する生徒にはその在学期間中(最大36ヶ月)、国から就学支援金もしくは新修学支援金が交付されます。つきましては、支援金受給に関しまして保護者の皆様に今後の手続について下記の通りお知らせいたします。何卒支援金の趣旨をご理解の上、申請漏れが無いようご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、同封いたしました『令和8年度 高等学校等就学支援金及び高校生等・新修学支援金(国の制度) 申請手続きのお知らせ』、『ログインID通知書』は、今後の手続に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

敬具

記

支援金を受給するためには、オンライン(PC・スマートフォン)にて申請手続きを行う必要があります。東京都ホームページ内のリンク(『申請手続きのお知らせ』 2 申請方法を参照。)からLoGo フォームにアクセスして申請して下さい。

申請期間 令和8年6月1日(月)から令和8年6月30日(火)

1.【就学支援金手続】

支給対象者: 日本国内に住所を有する者のうち、次の①～⑦のいずれかに該当する生徒。所得制限はありません。

- ①日本国籍を有する者(二重国籍により外国籍も保有する者を含む)
- ②特別永住者
- ③永住者
- ④日本人の配偶者等
- ⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められる者
- ⑦家族滞在のうち、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

支援金額: 45万7,200円(月額38,100円)

上記LoGo フォームにて日本国籍を選択すると、オンライン申請システム「e-Shien」にて申請するよう案内画面が表示されますので案内に従い申請してください。

2.【高校生等・新修学支援金手続】

支給対象者: 上記就学支援金の対象とならない生徒(外国籍のみ有する生徒)

支援金額: 世帯の所得金額により支援金額が変わります。

- ア. 年収約590万円未満の世帯(「区市町村民税の課税標準額×6%—区市町村民税の調整控除の額」が154,500円未満)→ 支給年額上限 396,000円
- イ. 年収約590万円以上910万円未満の世帯(「区市町村民税の課税標準額×6%—区市町村民税の調整控除の額」が154,500円以上304,200円未満)→ 支給年額上限 118,800円
- ウ. 年収約910万円以上の世帯(「区市町村民税の課税標準額×6%—区市町村民税の調整控除の額」が304,200円以上)→ 支給対象外

(裏面に続きます)

ア、イに該当する場合は上記 LoGo フォームにて外国籍を選択すると、引き続き申請画面が表示されますので案内に従い申請してください。

※ 申請に当たっては、国籍等個人情報保護の観点から、自宅等プライバシーを確保できる場所で行ってください。

※ 支給対象要件、申請の手順等についてご不明の点は、東京都就学支援金センター 就学支援金担当(03-6743-5011)へお問い合わせください。

【支給の方法について】

支援金は国から東京都を通じて本学園が代理受領し、授業料の一部に充当させていただいております。生徒本人および保護者には直接支払われることはありません。東京都で国籍等支給要件を審査し、本校の校納金最終引き落とし日(9月)より後に決定されます。したがって授業料につきましては一旦お支払い頂いたうえで、本校会計にて精算し本年度末(3月末)までに還付させていただきます。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

【都内在住の方へ 私立高等学校等授業料軽減助成金のご案内】

生徒と保護者が都内にお住まいの方は「私立高等学校等授業料軽減助成金(都の制度)」に別途申請することにより、就学支援金と合わせて最大50万1,000円まで受給できます。(『申請手続きのお知らせ』裏面下段を参照)

※授業料を免除されている方は対象外

国の高等学校等就学支援金及び高校生等・新修学支援金とは別に申請する必要がありますのでご注意ください。

申請時期 令和8年7月1日(水)から7月31日(金)

申請方法 (公財)東京都私学財団ホームページより申請

問合せ先 東京都就学支援金センター 授業料軽減・給付金担当 03-5206-7925

以上